

議第 88 号

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年呉市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第 1 章～第 5 章 略 付則 （準用） 第 48 条 略	目次 第 1 章～第 5 章 略 <u>第 6 章 雑則（第 49 条）</u> 付則 （準用） 第 48 条 略 <u>第 6 章 雑則</u> <u>（電磁的記録）</u> <u>第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員</u> <u>は、記録，作成その他これらに類するもの</u> <u>のうち、この条例の規定において書面（書</u> <u>面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副</u> <u>本，複本その他文字，図形等人の知覚によ</u> <u>って認識することができる情報が記載され</u> <u>た紙その他の有体物をいう。以下この条に</u> <u>おいて同じ。）で行うことが規定されてい</u> <u>る又は想定されるものについては、書面に</u> <u>代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子</u> <u>的方式，磁気的方式その他人の知覚によっ</u> <u>ては認識することができない方式で作られ</u> <u>る記録であって、電子計算機による情報処</u> <u>理の用に供されるものをいう。）により行</u> <u>うことができる。</u>

付 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。